

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 6 | 奄美市 国民健康保険関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険関係事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

奄美市長

公表日

令和2年9月18日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 国民健康保険関係事務 |
| ②事務の概要 | 国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書の作成及び通知 ③国民健康保険に関する証明書等の発行 ④国民健康保険資格台帳の照会 ⑤国民健康保険税の課税に関する事務 |
| ③システムの名称 | 国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ①番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、別表第1、第2 ④番号利用条例別表第2及における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1) (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民部国保年金課 |
| ②所属長の役職名 | 国保年金課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年9月7日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年9月7日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|----------|--|---|------|-----------|
| 平成28年7月31日 | 3.法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 | ①番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 | 事後 | |
| 平成28年7月31日 | 4.法令上の根拠 | (情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,97,106の項 (情報照会事務) 番号法第9条第1項 別表第二 27,42,43,44,45,46の項 | (情報提供事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,5,17,22,26,27,33,42,62,80,87,93,97,106,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 27,42,43,44,45,46の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第26条 | 事後 | |
| 平成28年9月6日 | 4.法令上の根拠 | (情報提供事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,5,17,22,26,27,33,42,62,80,87,93,97,106,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 27,42,43,44,45,46の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第26条 | (情報提供事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,33,42,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 27,42,43,44,45,46の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第26条 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------------------------|--|---|------|-----------|
| 平成29年6月8日 | 4.法令上の根拠 | <p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,33,42,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第59条の3</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第9条第1項 別表第二 27,42,43,44,45,46の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第26条</p> | <p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第25条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45,46の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> | 事後 | |
| 平成29年6月8日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か | 平成28年9月6日時点 | 平成29年6月8日時点 | 事後 | |
| 平成29年6月8日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か | 平成28年9月6日時点 | 平成29年6月8日時点 | 事後 | |
| 平成29年6月8日 | I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属長 | 課長 山下 能久 | 課長 井上 裕之 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|------------------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成29年12月15日 | 4.法令上の根拠 | <p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第25条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45,46の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> | <p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> | 事後 | |
| 平成30年5月31日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> | <p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,119の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---------------|--------------|------|-----------|
| 平成30年5月31日 | Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年12月15日時点 | 平成30年5月31日時点 | 事後 | |
| 平成30年5月31日 | Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年12月15日時点 | 平成30年5月31日時点 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報 保護評価書の種類 | - | 基礎項目評価書 | 事後 | 様式変更に対応 |
| 令和1年5月31日 | Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステ ムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | - | 十分である | 事後 | 様式変更に対応 |
| 令和1年5月31日 | Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | - | 十分である | 事後 | 様式変更に対応 |
| 令和1年5月31日 | Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへの 対策は十分か | - | 十分である | 事後 | 様式変更に対応 |
| 令和1年5月31日 | Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事後 | 様式変更に対応 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---------------|--------------|------|-----------|
| 令和1年5月31日 | IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事後 | 様式変更に対応 |
| 令和1年5月31日 | IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事後 | 様式変更に対応 |
| 令和1年5月31日 | IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事後 | 様式変更に対応 |
| 令和1年5月31日 | IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事後 | 様式変更に対応 |
| 令和1年5月31日 | IV リスク対策 8. 監査 実施の有無 | - | [○] 自己点検 | 事後 | 様式変更に対応 |
| 令和1年5月31日 | IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 | - | 十分に行っている | 事後 | 様式変更に対応 |
| 令和1年5月31日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か | 平成30年5月31日 時点 | 令和1年5月31日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|-----------|
| 令和1年5月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か | 平成30年5月31日 時点 | 令和1年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 課長 井上 裕之 | 国保年金課長 | 事後 | 様式変更に対応 |
| 令和1年11月15日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,119の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条 | (情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条 | 事後 | |
| 令和1年11月15日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か | 令和1年5月31日 時点 | 令和1年11月15日 時点 | 事後 | |
| 令和1年11月15日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か | 令和1年5月31日 時点 | 令和1年11月15日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-------------------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和2年9月7日 | 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | <p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書の作成及び通知 ③国民健康保険に関する証明書等の発行 ④国民健康保険資格台帳の照会</p> | <p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書の作成及び通知 ③国民健康保険に関する証明書等の発行 ④国民健康保険資格台帳の照会 ⑤国民健康保険税の課税に関する事務</p> | 事後 | |
| 令和2年9月7日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> | <p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 (別表第二) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、別表第1、第2</p> <p>④番号利用条例別表第2及における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1)</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|---------------|-------------|------|-----------|
| 令和2年9月7日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は几人か いつ時点の計数か | 令和1年11月15日 時点 | 令和2年9月7日 時点 | 事後 | |
| 令和2年9月7日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か | 令和1年11月15日 時点 | 令和2年9月7日 時点 | 事後 | |